

東庄町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和 6 年 8 月 1 日策定

1 目的

東庄町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

2 適用の範囲

この調達方針は、東庄町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項各号に定める施設とする。

4 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、健康福祉課とする。

5 調達の目標

令和 6 年度に達成すべき調達の目標を、次のとおり定める。

調達の目標額 35 万円以上（物品、役務）

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- （１）障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各部署に対してその情報を提供する。
- （２）障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう、各部署に対し依頼する。

7 調達の方針及び調達実績の公表

- （１）調達方針を作成した時は、町ホームページ等により公表する。
- （２）調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により公表する。